

感染症による出席停止について

お子様が下記の感染症にかかっている場合には、主治医の定める期間は出席停止扱いになります。主治医より登校許可が出るまでの間は、医療機関または自宅にて療養してください。

なお、登校の許可が出た時は下記用紙を医療機関にて記入していただき、担任に提出してください。その際、診断書料金がかかる場合がありますので、ご了承ください。

◎ 出席停止期間

但し、症状により学校医またはその他の医師において感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではない。

第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失まで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核／髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(*)	感染のおそれがないと認めるまで *その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症などは、学校内で流行が起こった場合必要があれば出席停止の措置を講じることができる。

※新型コロナウイルス感染症は第1種に含まれる指定感染症に分類され、出席停止期間は治癒するまで。

感染症による出席停止解除の連絡

年 組 席 名 前

上記の者は、感染のおそれがない状態になりましたので、登校してもよいことを認めます。

1. 病 名

2. 出席停止期間

令和 年 月 日より 月 日まで

令和 年 月 日 医療機関名
医 師 名